

# 税務課からのお知らせ

問い合わせ ☎73-1201

## 個人住民税の定額減税の実施について

令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人税住民税の定額減税の対象者・減税額などについては以下のとおりです。  
なお、所得税の定額減税については、国税庁のホームページでご確認ください。

### 対象となる方

- ・前年の合計所得金額が1,805万円以下で、個人住民税の所得割が課税される方

### 個人住民税減税額

1. 本人…年税額1万円(所得税は別途3万円減税)
2. 配偶者を含む扶養親族1人につき…年税額1万円(所得税は別途3万円減税)
  - ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
  - ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、前年12月31日の現況によります。
  - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税の対象となる場合があります。

### 個人住民税減税の実施と徴収方法

※所得税については、徴収方法が異なります

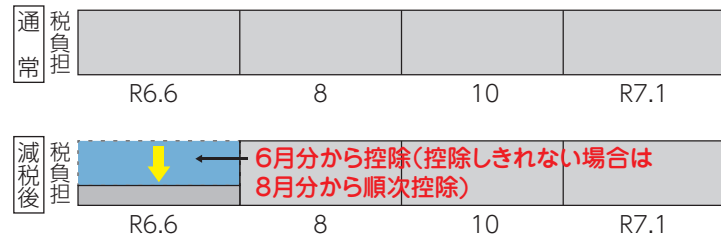
#### ・特別徴収(給与天引きの方)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で徴収されます。



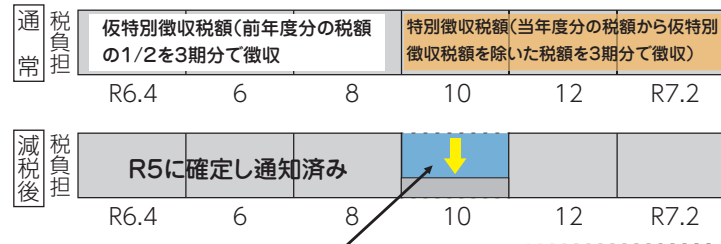
#### ・普通徴収(年4回の納付書や口座振替等)

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



#### ・住民税が天引きされている年金所得者

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



### その他

- ・減税後の税額で課税されますので、定額減税に関する手続きは不要です。
- ・減税額については、納税通知書の裏面または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- ・納税者本人が均等割(年税額5,500円)のみ課税者の場合は減税の対象とはなりません。
- ・控除しきれない減税分がある方は、別途給付金が支給されます。
- ・所得税については国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)または延岡税務署(電話0982-32-3301)でご確認ください。

# 保健センターげんき荘からのお知らせ

問い合わせ ☎73-1717

## アピアランスケアサポート助成事業

がん患者の方の治療に伴う脱毛による精神的負担を軽減し、治療や就労等の社会生活を支援するため、令和6年4月1日以降に購入した医療用ウィッグの購入費用の一部を助成します。

### 【対象者(以下の全てに該当する方)】

1. 申請日時時点で、高千穂町に住所を有する方
2. がんの治療(薬物療法、放射線療法、手術等)を受けている又は受けた方で、抗がん剤等の副作用による脱毛症状に対応するためにウィッグを購入した方
3. 過去に同様の助成を受けたことがない方
4. 町税等の滞納がない方

### 【助成対象品】

医療用ウィッグ、装着時の皮膚保護用ネット(送料、代金決済手数料等、附属品、ケア用品、サイズ調整、カット費用等は対象外)

### 【助成金額】

購入額が2万円のいずれか低い額で、1人につき1回1台限り

### 【申請の手続き】

医療用ウィッグを購入した日から1年以内に申請してください。  
申請書等は、げんき荘の窓口に設置または町ホームページからダウンロードできます。



## 骨髄等移植ドナー支援事業

骨髄・末梢血幹細胞移植の推進とドナーの負担軽減をはかるため、令和6年4月1日以降に骨髄や末梢血幹細胞の提供をされた方と、その方を雇用している事業所を対象に奨励金を交付します。

### 【対象者と奨励金交付額】

| 対 象 者                                                                              | 奨励金交付額               |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 【ドナー】<br>(公財)日本骨髄バンクが実施する事業において、骨髄等の提供を完了した日に高千穂町内に住所がある方                          | 1日につき2万円<br>(最大7日まで) |
| 【ドナーが勤務する事業所の事業主】<br>上記ドナーが勤務する事業主であり、高千穂町内に事業所を設置している方(国、地方公共団体、独立行政法人及び個人事業主を除く) | 1日につき1万円<br>(最大7日まで) |

### 【申請の手続き】

骨髄等の提供日から1年以内に申請してください。  
申請書等は、げんき荘の窓口に設置または町ホームページからダウンロードできます。

### 【骨髄バンクについて】

一人でも多くの患者さんを救うには、一人でも多くのドナー登録が不可欠です。ドナーを待ち望む患者さんにとって、あなたの登録がいのちをつなぐチャンスになるかもしれません。

(公財)日本骨髄バンク <https://www.jmdp.or.jp>